平成２２年（フ）第３１９６号
大阪府枚方市長尾台１丁目７番19号
債務者　松谷　直美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２０５号
大阪市浪速区下寺３丁目７番１―403号
債務者　西澤奈美江
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２０７号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目10番４―204号府営東鴻池住宅
債務者　宮崎　正勝
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２０８号
大阪府東大阪市東鴻池町１丁目10番４―204号府営東鴻池住宅
債務者　宮崎　美穂
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３２１５号
大阪市浪速区湊町２丁目２番22―915号
債務者　原田善姫こと　李　　善姫
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１８号
愛媛県西宇和郡伊方町湊浦35番地３
債務者　松下チヱ子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後１時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２２年（フ）第９８号
長崎県西海市大瀬戸町雪浦奥浦郷93番地
債務者　瀧末明日香
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
長崎県長崎市戸町２丁目173番地９　市営二本松アパートＡ８棟101号
債務者　池田眞奈美
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７７号
長崎県長崎市城栄町32番９号
債務者　小宮　陽子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１７９号
長崎県長崎市油木町52番地109
債務者　三石　英子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８２号
長崎県西彼杵郡時津町元村郷913番地３　県営住宅Ｆ棟304号
債務者　山﨑　順子
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月30日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６４５号
北海道江別市弥生町４番地の12　エイトマンション103号室
債務者　今山　貴文
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９６６号
北海道恵庭市相生町353番地の６　マンション山田Ｄ号
債務者　末永　　力
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７３号
福島県耶麻郡猪苗代町大字蚕養字上村南乙2317番地
債務者　渡部　英和
1　決定年月日時　平成22年５月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２２年（フ）第１１６号
群馬県高崎市問屋町西１丁目９番地４　コーポマトモ302号
債務者　中島　次雄
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第４５号
千葉県匝瑳市八日市場イ46番地２　増田アパート11号室
債務者　石橋ミサコこと　ＳＥＲＲＡＮＯ　ＲＯＳＡＬＩＥ　ＣＡＢＩＬＬＡＮ
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第３８号
三重県松阪市川井町672番地３　アブニール21―101号室
債務者　米倉　静香
1　決定年月日時　平成22年５月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１７９０号
大阪府藤井寺市大井４丁目11番30―105号、前住所大阪府藤井寺市北條町14番２号
債務者　前田　智子
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係